宗像市民図書館協議会委員名簿

任期：平成 20 年 2 月 1 日～平成 22 年 1 月 31 日

区　　分	氏　　名	備　　考
学校教育関係者	木村（きむら）　修身（おさみ）	宗像市立自由ヶ丘中学校 校長
〃	塩川（しおかわ）　重信（しげのぶ）	宗像市立南郷小学校 校長
社会教育関係者	土橋（どばし）　起代（ゆきよ）	宗像市青少年センター 相談員
学識経験を有する者	畠中（はたなか）　弘（ひろし）	山口大学 非常勤講師
学識経験を有する者	寺岡（てらおか）　聖豪（せいごう）	福岡教育大学 准教授
ボランティア代表	野田（のだ）　美子（よしこ）	おひさま文庫 代表
市民代表	児玉（こだま）　純一（じゅんいち）	公募委員
市民代表	永野（ながの）　裕子（ひろこ）	公募委員

合計 8 名

◇＿＿＿＿が新任。任期：平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 1 月 31 日

旧任	石橋（いしばし）　千宜（ゆきのり）	宗像市立大島中学校　校長

参考資料

図書館法（昭和二十五年四月三十日法律第百十八号）抜粋

最終改正：平成一四年五月一〇日法律第四一号

（図書館協議会）

第十四条　公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2　図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条　図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

第十六条　図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

宗像市民図書館条例抜粋

平成 15 年 4 月 1 日

条例第 71 号

（図書館協議会）

第 6 条　法第 14 条第 1 項の規定に基づき、図書館に宗像市民図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2　協議会の委員(以下「委員」という。)は、10 人以内をもって組織する。

3　委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　委員は、再任されることができる。

（平 17 条例 46・旧第 7 条繰上）